

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月31日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	岩倉市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.iwakura.aichi.jp/0000003263.html

執行機関名 岩倉市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	経済的な理由によって就学が困難な児童又は生徒(就学予定の者を含む。別表第3において同じ。)の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第7の項 経済的な理由によって就学が困難な児童又は生徒(就学予定の者を含む。別表第3において同じ。)の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第十八号)第1条	岩倉市就学援助費事務取扱要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒並びに小学校又は中学校への入学を次年度に控える者(以下「就学予定者」という。)</u> の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、 <u>義務教育の円滑な実施</u> に資するため、岩倉市が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		岩倉市就学援助費事務取扱要綱